

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

平成27年 月 日

すべてのウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援と
ウイルス検診の推進を求める

請 願 書

請願団体 日本肝臓病患者団体協議会

〒161-0033東京都新宿区下落合3-14-26-1001

電話(03)5982-3159 FAX(03)5982-2151

請願人氏名 (印)

請願人住所

紹介議員 (印)

請願の理由

我が国のウイルス性肝炎患者・感染者はピーク時の350万人から現在250万人と推定（厚労省）されています。死亡者数は1960年代の年間1万人から漸増し2000年代は年間4.5万人になり、これまでに百数十万人が肝硬変と肝がんで亡くなっています。医療の進歩により2010年代になって減少に転じ、現在の年間死亡者数は3.5万人余りとなりましたが、未だ毎日100人以上が命を失っています。

平成21年12月に成立した肝炎対策基本法の前文では「B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。」とされています。そして、「その原因が解明されていなかったこと」については、集団予防接種と同様に、一般医療でも針と筒の消毒や取り換えが不十分なことや、長期の売血制度による輸血等での血液感染がウイルス性肝炎の蔓延を拡大させたとされています。

肝炎対策基本法第十五条には「国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。」とあり、また附則抄では「肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする」とされています。

しかしながら、第177回国会（会期：平成23年1月～8月）で衆・参両議院で採択された請願「肝硬変・肝がん患者等の療養支援の推進」は未だ実施されていません。

こうした経緯を踏まえて、平成26年の患者団体と厚生労働大臣との協議において、「重症化した患者には時間が無い」という早期実施の要望に対して、同

